

○工学院大学研究生の研究料等減免取扱細則

(平成3年4月1日)

改正

(目的)

第1条 この細則は、工学院大学研究生規程第12条の取扱いについて定める。

(研究料等の減免)

第2条 研究生のうち、次の各号の一に該当する者には検定料及び研究料の一部を免除することができる。

- (1) 本学の学部卒業生又は大学院修了生
- (2) 研究のかたわら学生実験の準備その他教育の補助を行う者
- (3) 前号に準ずる場合であつて、当該学科長が相当と認める事由がある者

(減免額)

第3条 前条により、研究料等の減免を行う場合の減免額は、前条第1号の該当者は検定料、入学料及び研究指導料について、それぞれ所定額の2分の1、その他の者については研究指導料について、所定額の2分の1とする。

(減免の手續)

第4条 減免を適用しようとする者があるときは、当該学科長から学長に申請し、学長がこれを決定する。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。